



平成21年7月
発行 春日部市
総合政策部政策課

第2号

お問い合わせは、
こちらまで。
郵便 〒344-8577
春日部市中央6-2
電話 048-736-1111
(内線2115)
FAX 048-734-2593

春日部市 自治基本 条例 かわら版

春日部市自治基本条例の策定に関する 提言書がまとまりました！

市民
ワークショップ
メンバーが
つくった！



市民ワークショップの代表が市長に提言書を提出



提言書を市長に提出

市民が行政や議会に要請したり委任するだけでなく、問題解決に市民が参加する権利を保障し、さらには行政と協働することこそが市民の目による自治基本条例の根幹であると報告したいと考えます。

参加と協働の
まちづくりを
提言書「はじめに」より
(抜粋)

春日部市自治基本条例市民ワークショップでは、計10回の議論の成果として、平成21年4月21日に、石川市長に「春日部市自治基本条例の策定に関する提言書」を提出しました。ここに、その一部をご紹介します。

紙面の関係上、一部の項目のみご紹介いたします。詳しくは、市ホームページに掲載の「提言書」をご覧ください。

提言書の概要 (抜粋)

(1) 条例の目的

- 各主体の役割とまちづくりのルール・考え方を定めること
- 市民主体の理念に基づく市民自治によるまちづくりの推進
- 市民の参加と協働による春日部らしい公共の創造
- 市民福祉の向上

(2) 自治の基本理念

- 基本的人権の尊重
- 市民自ら治めるまち
- 情報の共有と協働によるまちづくり
- 市民の声を聴く市政

(3) 条例の位置づけ

- 春日部市の条例の中での最高規範

(4) 市民とコミュニティ

- 「市民」とは、春日部市のまちづくりに関わるすべての人
- 市民の権利
- まちづくりを行う権利
- 市政情報を知る権利
- 市政に参加する権利
- 市民の役割
- まちづくりを担う役割
- 問題発見と行動
- 主権者として市政を信託し、選挙に参加する
- 子どもの健全な育成、外国人への配慮、支援



コミュニティ

- コミュニティとは、まちづくりの目的を共有して活動する組織であり、自治会などの「地域コミュニティ」及び、NPO、任意団体、婦人会や青年団、PTA、商工会、商店会などの「テーマコミュニティ」の総称。
- 地域コミュニティとテーマコミュニティの尊重
- 地域を活性化させ、地域で見守り、支えあう役割
- 住民投票
- 住民投票制度の設置
- 常設型または非常設型(両論併記)
- A案：住民から発議がしやすく、議会での議論の過程が保障される非常設型制度
- B案：住民からの発議により実施しやすい常設型制度
- 十分な情報提供と結果の尊重

(5) 議会と行政

- 議会の役割
- 住民全体の利益向上
- 開かれた議会運営
- 監視機能の充実
- 市長の役割
- 市民の声を反映した市政運営
- 市民参加と行動による市政運営
- 市政運営
- 市民の声を生かす市政運営
- 政策づくりの過程の透明化

裏面に続きます

提言書づくり

市民ワークショップ(公募)による
提言づくり

条例骨子案 づくり

自治基本条例策定
審議会による審議

今
は
こ
こ
！

条例案づくり

市民意見提出手続(パブリックコメント)、シンポジウム、地区説明会など

条例案

議会審議

制定・施行

提言書の概要（抜粋）

（6）参加と協働の諸制度

- 情報
 - ・積極的、効果的な情報発信
- 市政への参加
 - ・市民と行政の相互の参加、市民誰もが参加しやすい配慮
- 市民の主体性と討議の重視
 - ・市民参加のための学習の支援
- 協働
 - ・協働による市政運営
 - ・協働のためのコミュニティ組織の育成・活動支援
 - ・企画・計画段階からの協働

（7）他の自治体との関係

- ・他自治体との連携
- ・災害時の協力体制
- ・国際交流の推進

（8）条例の運用と評価

- ・行政による普及啓発活動
- ・市民との協働による普及啓発活動
- ・学校での普及
- ・行政による条例運用結果の公表
- ・議会、市民による条例運用の評価



ワークショップの様子

坂野喜隆氏 講演の概要

自治基本条例とは - 春日部市のかたちづくり -

<自治基本条例とは>

- ・自治基本条例とは、自治体運営の「理念」を定め、その理念を具体化する「制度」を盛り込み、その制度を動かす「原則」を具体的に規定化し、その条例を最高条例にしたもの。

<自治基本条例制定の沿革>

（1）分権改革と自治基本条例

- ・2000年に地方分権一括法が施行され、国と自治体が「対等・協力」の関係になった。しかし、自治体が自由に自治を行うための法整備がまだ実現していない。
- ・いわば「法の空白」の中で、まちのかたちをつくろうと初めに制定された自治基本条例が「ニセコ町まちづくり基本条例（2001年施行）」。

（2）わがまちの意識の高まり

- ・もう一つの背景として、「わがまち意識」の高まりがある。1990年代に入り、20年以上住み続ける住民の増加に加え、自治体の財政赤字を背景として、地域をみんな考えようという動きが出てきた。

<自治基本条例の分類と制定意義>

（1）制定経緯の違いによる分類

- 行政主導型
- 議会主導型
- 市民主体型

（2）制定の意義

- ・「地域のことを地域の住民自身が決める」という住民自治の拡充
- ・「まちの個性」の創造
- ・市民も自ら知恵や活力を生かして、行政や議会と一緒に公共を担う社会づくり

<自治基本条例の展開>

（1）存在感の定着

- ・自治基本条例を制定した後の展開として、例えば、ニセコ町では、「うちの町で市民参加、説明責任が十分に行われるのは自治基本条例があるからだ」と町民が言うようになった。

（2）他の条例への影響

- ・自治基本条例を中心とした個別条例の体系の再構築が進められる。

（3）まちづくり制度の発展的継続

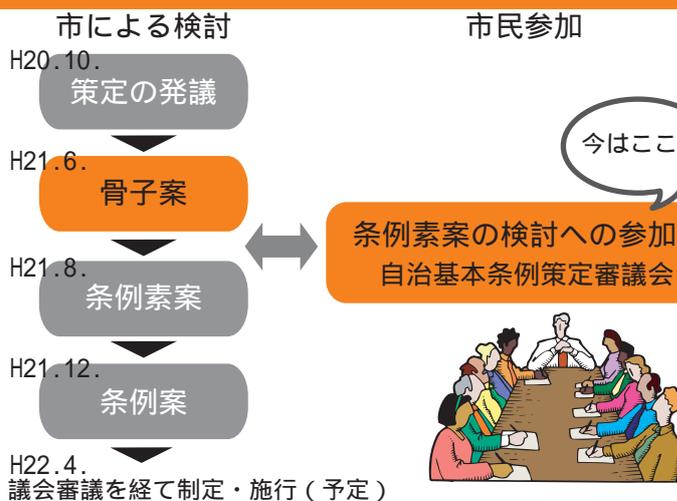
- ・市民参加や情報提供、市民活動の支援など、まちづくり制度の発展的継続が求められる。

市民ワークショップの提言を踏まえて、庁内の検討の場である「春日部市自治基本条例策定庁内検討委員会」において骨子案を作成しました。現在、自治基本条例策定審議会において、骨子案の審議を行っています。

第2回審議会では、副会長を務める、流通経済大学法学部専任講師・坂野喜隆氏に、自治基本条例について講演をお願いしました。また、第3回審議会では、骨子案全体について、第4回審議会では、特に「コミュニティ組織」、市民参加と協働」について審議を行いました。

審議会にて骨子案を検討しています

検討の進め方



これまでの取り組み

シンポジウム

- ・平成20年11月2日 シンポジウム「市民参加の推進と自治基本条例」教育センターにて

市民ワークショップ

- | | |
|------------------|-------------|
| ・第1回 平成20年10月26日 | ・第7回 3月1日 |
| ・第2回 11月16日 | ・第8回 3月15日 |
| ・第3回 12月7日 | ・第9回 4月5日 |
| ・第4回 平成21年1月18日 | ・第10回 4月19日 |
| ・第5回 2月1日 | ・第11回 5月24日 |
| ・第6回 2月15日 | |

審議会

- ・第1回 平成20年12月17日
- ・第2回 平成21年2月3日
- ・第3回 5月13日
- ・第4回 6月24日



お問い合わせは、春日部市総合政策部政策課まで。

郵便 〒344-8577 春日部市中央6-2 電話 048-736-1111 (内線2115) FAX 048-734-2593